

岡山県有機農業推進計画

令和5(2023)年3月

岡山県

岡山県有機農業推進計画目次

- 1 はじめに
 - (1) 有機農業の定義と役割
 - (2) 国の取組
 - (3) 岡山県の取組
- 2 基本的な考え方
 - (1) 推進の方向性とおかやま有機無農薬農産物の位置付け
 - (2) 農業者その他の関係者の自主性の尊重
- 3 推進目標
- 4 現状と課題
 - (1) 現状
 - (2) 課題
- 5 対策の内容
 - (1) 生産拡大に向けた施策
 - (2) 需要拡大に向けた施策
 - (3) 市町村に対する支援
 - (4) 県及び市町村以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援
- 6 関係機関・団体との連携・協力体制の整備
- 7 県推進計画の位置付け
- 8 県推進計画の見直し
- 9 その他

1 はじめに

(1) 有機農業の定義と役割

有機農業とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18(2006)年法律第 112 号。以下「有機農業推進法」という。）第 2 条において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と規定されている。

近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組を拡大することは、農業施策全体及び農村における S D G s（国連の持続可能な開発目標）の達成にも貢献するものである。

(2) 国の取組

有機農業の推進について、国において、平成 18(2006)年 12 月に有機農業推進法が施行され、有機農業推進法第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 19(2007)年 4 月に「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定された。なお同方針は、令和 2(2020)年 4 月に改訂されている。

また、令和 3(2021)年 5 月に、みどりの食料システム戦略が策定され、有機農業の取組面積を 2050 年に 100 万 ha（耕地面積の 25%）に拡大する等の目標が掲げられ、令和 4(2022)年 7 月には、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的に、環境と調和のとれた食料システムの環境負荷低減事業の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行されている。

(3) 岡山県の取組

県では、国に先駆け、昭和 63(1998)年に、岡山県有機無農薬農業推進要綱（昭和 63(1988)年 6 月 1 日付け普第 165 号）を定め、化学肥料・化学合成農薬に依存しないで、有機物を中心とする土づくりを基本に、自然の生態系を重視した有機無農薬農業を推進してきた。

また、国において有機農産物の日本農林規格（平成 12(2000)年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「有機 J A S」という。）が制定されたことを踏まえ、新たに岡山県有機無農薬農業推進要綱（平成 13(2001)年 3 月 28 日付け生第 1287 号）を策定し、平成 19(2007)年度から、本要綱を有機農業推進法第 7 条第 1 項に基づく推進計画に位置付けて、推進を図ってきた。

さらに、21 おかやま農林水産プラン（平成 31(2019)年 2 月岡山県農林

水産部策定)においても、米や野菜に関する有機農業をプランの推進事項に掲げて取組を支援している。

このような状況の中、本県有機農業の取組をより一層推進するため、これまでの県要綱を見直し、新たに岡山県有機農業推進計画（以下「県推進計画」という。）を策定した。

2 基本的な考え方

(1) 推進の方向性とおかやま有機無農薬農産物の位置付け

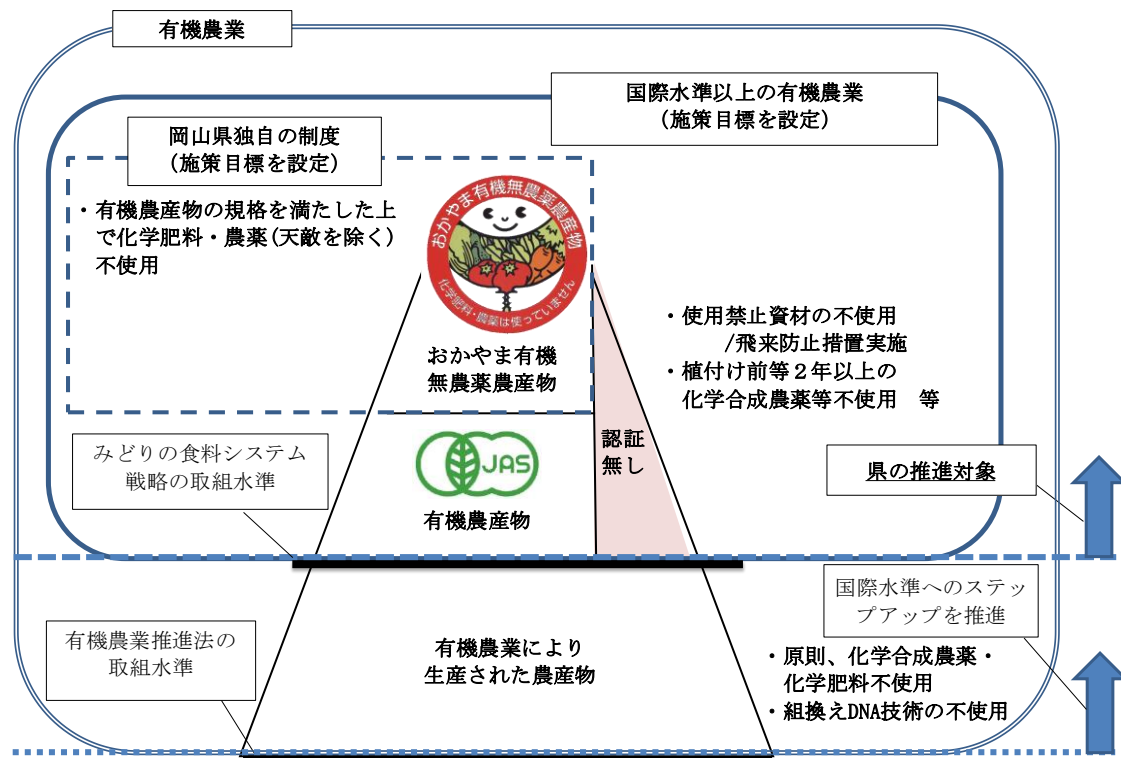
有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者等に訴求していくためには、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（以下「国際水準」という。）以上の有機農業に取り組むことが重要となる。

県では、地域の実情に応じて農業者の自主性と創意工夫に根ざした取組を尊重するとともに、消費者の求める「安全志向」、「旬の味」等に対応した、国際水準以上の有機農業を推進し、その支援に努めるものとする。

とりわけ、日本農林規格等に関する法律(昭和25(1950)年法律第175号。以下「JAS法」という。)にのっとり生産され、JAS法第2条第3項の規定に基づく登録認証機関が生産方法を検査・認証した農産物（以下「有機農産物」という。）であって、化学肥料や農薬（天敵を除く）を一切使用していない農産物をおかやま有機無農薬農産物として、生産基準等を別に定め、厳格な生産・格付管理体制を整備して独自に認証するとともに、そのブランドづくりを推進する(図1)。また、JAS法に基づく有機農産物の検査認証・表示制度に対応した生産工程の管理、適正な格付・表示ができる厳格な生産管理体制も合わせて整備する。

(2) 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業が、これまで、有機農業を志向する農業者その他の関係者等の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、今後も、地域の実情や農業者等の意向に配慮し、農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。



(図1) 有機農業の取組水準と農産物の区分

3 推進目標

国際水準以上の有機農業及びおokayama有機無農薬農産物の取組を推進していくため、それぞれ目標面積を設定する。なお、有機農業推進法上の有機農業の取組については、国際水準以上の有機農業の取組へのステップアップを図ることとする。

目標面積については、令和2(2020)年4月に改訂された国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、国内の有機農業の取組面積を、令和12(2030)年度に63千haまで拡大する施策目標が設定されており、令和2(2020)年度の取組面積(25.2千ha)からの増加率を元に次のとおり算定する。
 <目標面積について>

本県において、国際水準以上の有機農業の取組面積を、令和2(2020)年度の119ha(※)から、令和12(2030)年度に300haまで拡大し、また、おokayama有機無農薬農産物の取組面積を令和2(2020)年度の54haから、令和12(2030)年度に135haまで拡大することを目標とする。

※県農産課調べ

【参考：計算式】

項目	目標面積 (2030年度)	計算式
国際水準以上の有機農業の取組面積	300ha	$\approx 119\text{ha} \times 63\text{千ha} / 25.2\text{千ha}$
おかやま有機無農薬農産物の取組面積	135ha	$\approx 54\text{ha} \times 63\text{千ha} / 25.2\text{千ha}$

4 現状と課題

(1) 現状

現状では、県内の耕地面積に占める国際水準以上の有機農業の取組面積の割合は、0.2%程度となっている。

少量多品目栽培で、生産者から消費者、実需者への直接販売が主流となっている。

(2) 課題

①生産・流通面

ア 有機農業は、慣行栽培と比べると、病虫害及び雑草の発生リスクが高いことに加え、労働時間は多く、収量は少ない傾向にある。

イ 現状では、病虫害及び雑草の発生リスクや労働時間を大幅に削減できる革新的な技術が開発されていない。

ウ 有機農業者が県内に点在しており、また、有機農産物の多くは、少量多品目の栽培体系で生産されているため、販売に有利となる出荷規格の統一が図られていない。このため、農業協同組合等の既存の流通ルートを通じた販売が進まず、有機農産物を求める消費者や実需者が入手できる機会も十分ではない。

エ 経営にかかるコストを有機農産物の販売価格に十分転嫁できていない事例がある。

②有機農産物に対する理解

消費者の多くは、有機農産物は、「安全である」、「健康に良い」というイメージを持っている。一方、有機農業の環境負荷低減効果については、消費者の理解は十分とは言えない。

5 対策の内容

前記3の推進目標を達成するため、前記4の現状と課題を踏まえ、次の対策を実施する。

(1) 生産拡大に向けた施策

①人材育成等に関する施策

農業者への支援体制を整備するとともに、新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組んでいる者に対し、以下の施策を推進する。

ア 支援体制の整備

指導員向け研修の開催等により、有機農業の栽培や経営、認証制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成を図る。

イ 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

新規に有機農業を志す者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者が円滑に就農、転換できるよう、研修制度や有機農業の取組事例等を紹介する相談会、研修会等を開催し、就農等を支援する。また、指導に当たっては、現地視察を交えた研修会を実施するとともに、地域のモデルとなる指導農家の育成等により、産地の受入体制の整備に努める。

就農及び転換後は、早期の技術習熟、経営安定が図られるよう、研修会への参加や環境保全型農業直接支払交付金などの支援施策の活用を促すとともに、普及指導員や指導農家等が中心となり、適切な指導、助言を行う。

ウ 有機農業に取り組んでいる者に対する施策

各種事業の活用を促して、生産規模の拡大を推進するとともに、環境保全型農業直接支払交付金の活用を促し、環境保全効果の高い営農活動の実施に伴う追加的なコストの軽減に努める。

さらに県は、有機農業の栽培技術に関するニーズを的確に把握し、必要に応じて、これまでに取り組んできた県内の有機農業者の栽培技術を基本として、国、都道府県、大学、民間団体等で開発、実践されている様々な技術を探索し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえて適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系の確立に努め、栽培を支援する。

②有機農業の産地づくりに関する施策

県は、農業者や事業者等が有機農業により生産される農産物の安定的な生産、流通、販売又は利用の拡大に積極的に取り組むことができるよう産地づくりを推進する。

なお、農業協同組合等を通じた流通ルートへの出荷や量販店等との安定的な取引の実現には、一定量を安定的に生産することが重要であることから、みどりの食料システム法の特定環境負荷低減事業活動の認定制度や、有機農業の団地化に向けた栽培管理協定の認可制度の活用等を推進し、水稻等の同じ品目の有機農業者の組織化を図り、有機農産物の産地化や出荷規格の統一を進める。

また、各種事業により、生産集団等の認証取得に必要な取組等を支援し、生産集団等の販売戦略や経営判断で、必要に応じて、認証を容易に取得できる環境を整備する。

(2) 需要拡大に向けた施策

①販売機会の多様化に向けた施策

実需者や流通・加工・販売等に係る事業者と有機農業者や農業団体等との意見交換や商談への支援や、有機農業により生産された農産物やその加工品について、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売場が確保・拡大されるよう働き掛け、消費者や実需者が購入しやすい環境づくりに努める。

とりわけ、おかやま有機無農薬農産物については、関心の高い消費者に提供できるよう、別に定める要件を備えた小売店や料理提供店等を取扱店として指定し、身近なところで購入、消費できる環境づくりを進める。

②消費者等の理解増進に向けた施策

有機農業や認証制度及び表示制度に対する消費者や流通・加工・小売事業者などの多様な関係者の理解と関心、信頼の確保を図るため、以下の取組を推進し、有機農業により生産される農産物に対する需要が喚起されるよう努める。

ア 消費者等の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用や、研修会の開催による有機農業に関する情報の受発信等を通じて、環境負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の様々な特徴や、おかやま有機無農薬農産物、有機農産物等の認証制度や表示のルール、特別栽培農産物の表示ガイドライ

ン等との相違等について、消費者等への普及啓発を進める。

イ 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

関係機関の協力を得て、食育、地産地消等を推進することにより、消費者等と有機農業者とが互いに理解を深める取組を進める。

(3) 市町村に対する支援

県は、生産から消費までの一貫した地域ぐるみの取組を促すため、市町村による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供及び助言を行うよう努める。

さらに、各市町村において、学校給食での有機農産物の利用等、有機農業を地域で支える取組が促進されるよう、必要な情報の提供、支援に努めるとともに、市町村間の相互交流や連携を促すネットワークの構築を推進する。

(4) 県及び市町村以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

県は、市町村と連携し、有機農業の推進に自主的に取り組む有機農業者や民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に努める。

6 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

県は、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、市町村及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努める。

とりわけ、おかやま有機無農薬農産物の取組については、「おかやま有機無農薬農業連絡協議会」と連携し、有機農業者相互の情報交換を促進するとともに、消費者等への積極的なPRに取り組む。

7 県推進計画の位置付け

(1) 有機農業推進法第7条第1項の規定に基づき、岡山県における有機農業を具体的に推進するための計画とする。

(2) みどりの食料システム法（令和4（2022）年7月施行）においても、有機農業の推進に関する事項が盛り込まれており、同法律とも調和を図りながら推進する。

(3) 21 おかやま農林水産プラン（平成31（2019）年2月策定）においても、有機農業の推進に関する事項が盛り込まれており、これらの関係計画と調和を図りながら推進する。

8 県推進計画の見直し

この県推進計画は令和 12(2030)年度までとするが、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化や施策の推進状況に応じて、適宜、見直しを検討する。

9 その他

岡山県有機無農薬農業推進要綱（平成 13（2001）年 3 月 28 日生第 1287 号）は、この県推進計画の策定により、廃止とする。

（参考：各種定義について）

【農業生産方式】

No.	名称	内容
1	有機農業	<ul style="list-style-type: none"> ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。 ・有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定されている。
2	有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示59号）に基づき生産する方法（国際水準の有機農業）	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに従い生産する方法をいう。 <ul style="list-style-type: none"> （1）農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 （2）採取場において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。 ・有機農業の生産方式に加え、下記の基準等が追加される。 <ul style="list-style-type: none"> 例1 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている 例2 は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない 等
3	おかやま有機無農薬農産物生産方針に基づき生産する方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「おかやま有機無農薬農産物生産方針」（平成13年3月28日付け生第1287号）に定められた生産方式。 ・有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第4条の規定に基づく有機農産物の生産基準に加えて、更に厳しい化学肥料や農薬（天敵を除く）を一切使わない“岡山県独自の基準”で生産する方法をいう。

【農産物】

No.	名称	内容
1	有機農業により生産された農産物	有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定された、農業生産の方法を用いて生産された農産物。
2	有機農産物	日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、有機農産物の農林規格（平成12年農林水産省告示59号）に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査、認証したほ場で生産された農産物。有機農産物には、有機 J A S マークの使用が認められている。
3	おかやま有機無農薬農産物	「おかやま有機無農薬農産物生産方針」（平成13年3月28日付け生第1287号）に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査、認証したほ場で生産された農産物。おかやま有機無農薬農産物には、有機 J A S マークとともにおかやま有機無農薬農産物ブランドマークの使用が認められている。